

尼崎市教育委員会 6月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和7年6月23日 午後3時30分～午後5時20分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	森山	太嗣
	教育長職務代理者	徳山	育弘（日程第3「協議・報告」の「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」から出席）
	委 員	太田垣	亘世
	委 員	正岡	康子
	委 員	片谷	勉

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	藤川	明美
教 育 次 長	嶋名	雅之
管 理 部 長	佐々木	修
学校支援担当部長	西田	啓行
総合センター所長	尾崎	匡
社会教育部長	橋本	貴宗
企画管理課長	西川	欣伸
職員課長	藤原	薫
学事企画課長	徳田	靖和
就学前教育課長	谷	章
学びの多様化学校設置準備担当課長	石井	郁樹
社会教育課長	林	直美
歴史博物館長	門田	真由美
こども青少年課長	浅田	崇之

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第34号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (2) 議案第35号 職員の人事について
- (3) 議案第36号 尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

日程第3 協議・報告

- (1) 尼崎市文化財保護審議会への諮問について
- (2) 尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時30分、教育長は開会を宣した。

森山教育長

本日の日程につきましては、配付いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第34号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」及び日程第3「協議・報告」の「尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」は内容に個人情報が含まれますので、公開しないことが適当であると考えま

すが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。

よって、「議事」の「議案第34号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」及び「協議・報告」の「尼崎市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」は、会議規則第6条の2第1項第4号に該当するため、公開しないことと決しました。

次に、日程第2「議事」の「議案第35号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。

よって、「議案第35号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました3件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。

森山教育長 それでは、これより日程に入ります。

まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。

5月定例会および臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおります。内容に質疑等がありますでしょうか。

森山教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。5月定例会及び臨時会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。よって、5月定例会及び臨時会の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2「議事」の「議案第36号 尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学事企画課長 学事企画課長でございます。

議案第36号「尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」につきまして、ご説明申し上げます。

資料6ページの議案説明資料をご覧ください。

これまで尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則で定めてまいりました通学区域について、その設定を教育委員会に委ねるほか、教育委員会が現在実施しています学校教育法施行令第9条第1項に規定する区域外就学の許可について、規定化する必要がございますことから、現行規則を改正するものでございます。

それでは、2改正の理由について、ご説明申し上げます。

市立小・中学校の通学区域につきましては、現行規則の別表第1及び別表第2において、小・中学校ごとの校区の対象の住居番号等が示されています。この住居番号等

は、住宅開発等による分筆や合筆により日々改廃され、又は新たに設定されています。

それらの改廃等の事実を把握する都度に規則の一部改正議案を教育委員会の定例会に提出する必要がありますが、あまり議論するような内容ではございませんので、現行規則から別表第1及び別表第2を削除し、通学区域の設定を教育長に委ねる旨の条文を置くものでございます。

続きまして、「区域外就学の許可」でございます。現行規則では学校教育法施行令第8条に規定する就学指定校の変更（市域内での校区外通学の許可）のみが定められていますが、同施行令第9条第1項に規定する、市外住民の市立小・中学校への受入れ（区域外就学）についての明確な定めがございましたので、この度、現行規則に区域外就学許可の取得の義務規定を加えるものでございます。

次に具体的な改正内容につきましてご説明申し上げます。お手元の資料の7ページをお開きください。

尼崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の新旧対照表でございます。

まず第1条に規則の趣旨を、第2条に規則において使用される重要な字句の定義規定を記載しています。続いて第3条では、通学区域は規則でなく、別途教育委員会が定めることを規定しています。続いて第4条に市域内校区外通学、第5条及び第6条に区域外就学に係る許可取得を義務付ける規定を置いています。なお、区域外就学については、尼崎市外に転居した後も、引き続き尼崎市内の学校に通学する場合と元々市域外に住所を有しながら市立学校に就学する場合に分かれており、それぞれ根拠とする学校教育法施行令の条文が異なるため、改正後の規則では条を分けています。この第5条及び第6条が今回新たに加えられた条文となります。

また、今般の規則改正の施行期日前に許可された市域内校区外通学で、その効力が施行期日にも至っている場合は、第4条第1項に規定する許可を受けたものとする経過規定を付則第2項に記載しています。

なお、尼崎市立成良中学校琴城分校につきましては、通学区域が本市の全域であるとともに、学齢生徒が就学する学校ではなく、他の市立中学校と取扱いが大きく異なりますことから、通学区域に係る規定を除き、改正後の規則の対象外としています。

また、学びの多様化学校である尼崎琴葉中学校につきましても、通学区域が本市の全域であることから、市域内校区外通学に関して他の市立中学校と取扱いが一部異なりますことから、第2条に除外規定を設けていますが、尼崎琴葉中学校につきましては、令和8年4月1日に開校しますことから、当該規定は令和8年4月1日付けの施行とさせていただきます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

森山教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

正岡委員

市外に住んでる方で、尼崎市内の学校に通うという説明があったが、現在そういう方がいるのか。

学事企画課長

尼崎から市外に転出された場合、希望があれば学事企画課に申請いただき、許可基準に該当すれば年度末まで、小学5年生、中学2年生の場合は卒業まで今までの学校に通学することができます。これまでこの取り扱いを基準で定めて実施していましたが、明確に規則で規定させていただきたいと考えております。

- 正岡委員 これまでは個別に許可を得ていたものの手続きが簡素化されるということか。
- 学事企画課長 許可を得るということに変わりありませんが、今までは基準で定めていたところを、規則で改めて整理をさせていただきたいというものです。
- 正岡委員 通学区域のところは、尼崎琴葉中学校のことがあるので、それに合わせて整備されたということか。
- 学事企画課長 はい、その整理も含まれております。尼崎琴葉中学校と成良中学校琴城分校の通学区域は市内全域としているのに対し、それ以外の中学校はそれぞれの通学区域が決められており、少し異なる部分がございますので、この際、尼崎琴葉中学校と琴城分校の通学区域について明確化しております。
- 太田垣委員 転入転出の理由は限定されているのか。
- 学事企画課長 転出後の1年間は、希望があればそのまま尼崎市立の学校に通うことができます。また、少し細かい話になりますが、小学校5年生、6年生、中学校2年生、3年生でそのまま卒業まで従来の学校に通いたい場合も申請があれば認めております。
- 太田垣委員 それは例えば、不登校になった子が、その学校以外だったらいけるかもしれないという理由でも大丈夫なのか。
- 学事企画課長 学校でのいじめや不登校などの特別な事情がある場合には、教育的配慮での対応をすることがございます。例えば、児童・生徒で周りに馴染みにくい特性や発達障害等で不登校ぎみなお子様に対し、引っ越し後も従前の学校であればお友達の関係ができしており、通学ができるため校区外通学をさせたい旨の保護者の申請や学校長からの副申書、学校教育課の意見書等を学事企画課に提出していただきますと、従前の学校に通っていただけます。
- 片谷委員 教育委員会で許可を受けなければならないとあるが、これまでも区域外通学の許可について、教育委員会の議題で上がってきているのか。
- 学事企画課長 「尼崎市就学指定校変更及び広域外就学に係る許可及び届出の基準」を今回の規則とは別で定めておりまして、我々の方で基準に基づいて判断をさせていただいているところでございます。ですので、教育委員会で毎回そういった形の事例でお諮りするということはしておりません。
- 片谷委員 許可とあるので、承認しないとイケないのかなという気がするが。
- 学事企画課長 ややこしくて申し訳ないですが、「尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任に関する規則」というのがございます。要は、教育委員会の事務の一部を教育長の権限にゆだねて、決裁等で許可ができるということでございます。
- 学校支援担当部長 学校支援担当部長です。今回の改正は3つポイントがあります。
1つ目は通学区域の定めを規則から外すことです。例えば、住所表示が変わったり

することにあわせて校区が動いたりした場合、通学区域を規則で定めておりますことから、その都度、教育委員会でお諮りする必要がございましたが、今回規則から外して、先ほどの教育長の事務権限の規則で対応させていただくといったものでございます。

2つ目は、校区外通学について、今までは基準での定めであったものをきっちりと今回規則で定めるといったものです。

3点目は、尼崎琴葉中学校ですね。学校が新しくできますので、通学区域などきっちりとルール化して、規則に載せていくということでございます。

片谷委員 今、何名の方が市外から通学されているのか。

学事企画課長 結構な数の方がいらっしゃいます。特に中学生は高校受験も控えていますので、友達や周囲の環境に振り回されたくないとの考えから、そのまま前の中学校に通学させることがございます。

太田垣委員 そういった子どもの通学はどうなっているのか。

学事企画課長 通学の安全面の確保などは、保護者の方に一定の責任を持ってご対応いただくことになります。

森山教育長 どのように通学安全を確保するかというのともちゃんと確認して、許可を出しているということによいでしょうか。

学事企画課長 はい。

嶋名教育次長 教育次長でございます。学事企画課長の説明どおりですが、通学についてはほとんどの場合は公共交通機関を使っております。中学校でしたら2年生以降は以前の学校に卒業まで通うということが多くなりますので、そうすると中学校2年生、3年生、小学校5年生、6年生の4学年が、例えば西宮とか芦屋から通学されます。また、市内間転居でも従前の学校に通えますので、正確な数までは今申し上げられませんが、それなりの数になります。

片谷委員 西宮で住民税を払っていて、子どもは尼崎市に通学するとなった時に、尼崎市と西宮市で何かやりとりとかあったりするのか。

学事企画課長 転居先と転居元の市で、それらの特別な事情に基づく、校区外通学の書類のやりとりはさせていただいております。転居先と転居元が入れ替わることもあるので、お互い様というところがあります。

森山教育長 委員のご指摘は、市外に住んでいる方が、尼崎の施設のサービスを受けていることによって、何らか西宮市が尼崎市に経費の負担がなされているのかということかと思いますが、それはないということによいでしょうか。

学事企画課長 はい。

- 太田垣委員 放課後の校区から出てはいけないというルールがあるが、これが外国人の子どもの日本語教育、放課後日本語教室の設置で悩ましい。例えば、日本語の先生があんまりいないので1ヶ所で教えたい。でも、この小学校の校区外だから、放課後いけないんだという、そういう問題が今ある。区域外通学をしている人たちは、どちらの校区を守るのか。
- 森山教育長 小学校でも中学校でも校区外にはあまり1人で行かないようにというふうな指導があるようには聞きますが、学校での指導状況の実態を教えてください。
- 教育総合センター所長 学校によりますが、基本的に校区の中であれば安全というところから、校区外に行く時には保護者の方と一緒にいくであるとか、基本的に子供たちだけでは、校区外、要はショッピングモールとかそういうところもございますので、そこには基本的には行かないようにというふうな指導をあくまでしているんですが、ただ、委員ご指摘のような、やっぱり個別のいろんな事情があるかと思います。塾に行っている子たちもおりますので、そういった場合は保護者の方との理解を持って、保護者の方の監督のもとで、それを行っていただくというようなところでございます。お子さんの一つ一つの事情について、学校が把握しているというわけではないんですけれども、大きなルールとしてそれは定めながら、あとは各ご家庭の判断というところもあろうかと、学校としては認識しているところでございます。
- 森山教育長 そこはつまりいけるということによろしいか。
- 教育総合センター所長 そうですね。
- 太田垣委員 ありがとうございます。
- 企画管理課長 先ほどの費用負担の話ですが、例外的に琴城分校、夜間中学校につきましては、西宮、伊丹市等から通学される方の分について、各市に費用負担をしていただいております。
- 森山教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第36号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。
- 教育委員 異議なし
- 森山教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第36号」は原案のとおり可決いたしました。ここで職員の入替えを行います。
- 森山教育長 次に、日程第3「協議・報告」の「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
- 歴史博物館長 歴史博物館長でございます。資料11頁をご覧ください。それでは、「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」ご報告申し上げます。この諮問は、尼崎市文化財保

護条例第14条第2項の規定に基づき、諮問するものでございます。諮問先は、「尼崎市文化財保護審議会」でございます。

尼崎市文化財保護審議会はそれぞれ各分野の学識経験者5人で構成されておりまして、現在の委員は、資料13頁に掲載の名簿のとおりでございます。恐れ入りますが、11頁にお戻り願います。諮問日は、「令和7年5月23日」でございます。諮問内容は「令和7年度尼崎市指定文化財の指定について」でございます。

次に、審議会にて調査・審議いただく尼崎市指定文化財の候補物件につきましてご説明をさせていただきます。候補物件名は、「光厳上皇院宣」、数量は「1幅」でございます。所有者は、「個人」、所在地は、尼崎市立歴史博物館にて寄託保管しておりますので、「尼崎市南城内10番地の2」でございます。

次に概要でございますが、本資料は、南北朝時代の観応元年、西暦1350年に作成された光厳上皇の命令を伝える「院宣」と呼ばれる古文書で、北朝方の公家の大炊御門宗実に対し亡父冬信の生前の願いに基づき、「家門」、すなわち、同家の当主の地位と荘園などの所領を支配するよう命じています。後から2行目の元号月日の下に、上皇の側近の公家の中御門宣明が発信者として花押（署判）をすえていますので、同上皇の命令であることがわかります。江戸時代初期に現伊丹市の旧山田村から現尼崎市域に移り、明治初年から昭和戦前期まで旧尼崎町で醤油醸造・販売業を営んでいた旧家に伝来したもので、全体的な保存状態は良好です。鎌倉時代末期に即位した光厳天皇は、後醍醐天皇の復権により在位2年に満たず退位し上皇となりましたが、その後、足利尊氏に協力して室町幕府の創建に寄与し、両朝分立後は院政を行いました。明治期に歴代天皇から除外されたため、代数は北朝初代に数えられていますが、現皇室は同天皇の子孫にあたります。

また、大炊御門家は藤原氏北家に属し、嫡流の摂関家に次ぐ家格で、庶流の堀河家は杭瀬荘を平安時代後期から鎌倉時代末期まで9代にわたって領有しておりました。現所蔵者と大炊御門家との関わりは不明で、伝来した経緯も明らかではありませんが、市内に所在する数少ない貴重な個人蔵の南北朝期の古文書であり、当時の公家の家督継承の実態を示す、歴史的価値が極めて高い資料です。また、庶流ではありますが市内に所在した荘園の領主であった公家に関する資料であることから、公家や寺社の荘園が数多く立地した中世の尼崎の歴史の一端を垣間見ることができる資料として注目されます。お手元の資料12頁に、画像と文字を活字にしたもの、読み下し文等を掲載しておりますので、ご参照ください。

資料13頁をお開き願います。次に、今後の予定でございますが、7月開催予定の第2回審議会での調査・審議の後、来年1～2月に開催を予定しております第3回審議会にて答申を取りまとめたいただき、その後、2～3月の教育委員会に市指定文化財の指定についての議案を提出させていただきたいと考えております。

なお、資料15頁にかけ、尼崎市指定文化財の一覧、尼崎市文化財保護条例の関係条文の抜粋を記載しておりますので、あわせて、ご清覧いただきますようお願い申し上げます。報告は以上でございます。

森山教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんでしょうか。

徳山委員 諮問に異論はないが、それぞれの時代時代の尼崎に住んでいる人のありようを整理してわかりやすくしているものはあるのか。

歴史博物館学芸 歴史博物館におきましては、常設展示で、およそ2000年に及ぶ尼崎の歴史をわか

- 員 りやすく展示で公開してるところがございます。そちらの方に新たな資料を取り込んでわかりやすく尼崎の歴史を知っていただけるよう活用させていただいております。
- 徳山委員 京都に下宿してた時に、京都の人は何でこんなに人に心を開かないんだろうと思っていたけど、応仁の乱があってお寺や神社が争っていたという歴史的背景を知ると、イメージがどんどんわいてきた。資料も誰と誰が取引してるとか細かく分析すると、尼崎の歴史の流れがわかってくるような気はする。そうすると、観光としての価値も上がってくるかと思う。
- 歴史博物館長 担当の学芸員がいろいろな背景や繋がりなどを研究しまして、常設展示だけではなく、時には企画展での催しの中で、そこに説明をつけてというような形で、市民の方々に知っていただくということは行っております。おそらくまとめた資料があるのかということを委員はおっしゃっているのかなと思いますが、資料としてはまとまってはございませんが、企画展をはじめお示しできるような機会を設けております。
- 徳山委員 そういう分析をされるのが学者なのかなと思うが、学者もこういうのを全国いつでも見れるのか。
- 歴史博物館学芸員 私どもの方では、部分的でありますけども、収蔵資料はアーカイブで公開できるような形にしており、ある程度まではインターネットで検索できるようになっております。資料名だけで検索して行って、中身をみたいという問い合わせがあれば、実際に調査にきていただいたりして対応しておりますので、そういった情報もなるべくこまめに提供できるよう努力はしております。
- 徳山委員 大河ドラマの時期に一気に研究が進むみたいな感じだ。
- 片谷委員 今ちょうどインターネットで、歴史博物館のホームページを見ているが、常設展のリンクを押しても、ページが繋がらなくなっている。
- 歴史博物館長 リンクがうまくつながっていないようで申し訳ございません。歴史博物館は、独自のホームページを作っているんですけども、現在そこからのリンクが外れてしまっているようでございます。市のホームページ同士ではうまくつながっておりますが、独自のポータルサイトのリンクが外れてしまっております。
本来記載されているページの内容は、歴史博物館2階にあります、常設展示についてでございます。部屋が1から6までありまして、原始、古代、中世、近世が2つと現代という形で用意しております。そこをぐるっと回っていただきましたら、尼崎の通史を見ていただけるというような作りになっております。
- 徳山委員 片谷委員は、まだ見学行ってないですね。
- 歴史博物館長 ぜひお越しください。ご案内させていただきます。
- 太田垣委員 すごく興味深く読ませていただいた。醤油屋さんに命令書があったっていうところで、私が小学校の時に、すごく仲いい子の家に行ったら、醤油屋のハッピがいっぱいあって、昔は醤油屋やったと話をしていた。それで今こう読んでいたら、その子のお父さんの名前が書かれている。なぜその醤油屋さんにこういうものがあったのか教え

てほしい。

歴史博物館学芸員 そこが一番の謎でございます。こちらの当主に確認をしますと、先代の頃以前にはあったというのは間違いなんでしょうけども。

いろいろ調べていきましても、大炊御門家と現所蔵者と結びつきませんので、おそらくある時期に公家層は疲弊して資料を流出してしまい、市中に流れ出たものを、いずれかの段階の方が入手されて、持っておられた可能性が高いんじゃないかなと思いますが、推定でしかございません。それを今は歴史博物館が寄託という形でお預かりをしております。

森山教育長 尼崎市の向島というところは、日本中の大醤油生産地みたいで、関東のキッコーマン醤油とかよりも、非常に大きい大生産地だったようです。

歴史博物館学芸員 大物を中心に汁醤油生産が盛んで、今教育長おっしゃいましたように、一時期、国内でかなりの人気商品だったんですけども、戦後に廃れてしまって、現在は「尼の生揚げ醤油」というのを復興されています。かつては盛んだったということで、大物主神社の境内に、「汁醤油発祥の地」の碑がございますので、そういった歴史も尼崎にあったということでもあります。

ちなみにこちらのお宅は大物ではなく尼崎の宮町の方で営業されていました。

太田垣委員 竹谷小学校の近くに、今お家はある。出屋敷の方か。

歴史博物館学芸員 そうですね、そのお宅です。

正岡委員 個人所有の古文書と歴史博物館が会うきっかけはどういったものがあるのか。

歴史博物館学芸員 この資料の場合は、昭和40年代ごろから地域研究史料館、歴史博物館の前身施設の一つですけども、そこで市史編纂をやっておりましたので、市内の資料を色々調べる過程で、このお宅の古文書も別途寄託で600点ほど、近世近代の資料をお預かりしています。その中にはこの資料は入っておりませんが、おそらくそこで所蔵者とコンタクトをとる中で、この資料があるということがわかり『地域史研究』で紹介されたのが、おそらく世の中に出た最初かなと思われます。こういった古い時代の資料というのは、東京大学史料編纂所が、明治時代から全国各地で網羅的に資料を調べてまして、膨大なデータベースがありますが、そこにはなかった資料です。

正岡委員 今後もそういう活動をしていくのか。

歴史博物館学芸員 そうですね。尼崎の場合は人口の変動が結構激しいところですので、昔よりずっと続いていたお宅は少なくなっていると思いますので、可能性は低くなっておりますが、出会う機会というのは、これからもあると思っております。

森山教育長 それでは質疑がないようですので、本件についての報告を終わらせていただきます。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会6月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料をお開き願います。

まず、総務関係でございます。6月5日に、「第1回教育振興審議会」を開催いたしました。また、19日に政策推進会議がございました。

次に、学校教育関係でございます。6月7日に「尼崎市公立高等学校合同説明会」を、本日23日午前中に「第1回多様化学校不登校有識者会議」を開催しました。

次に、社会教育関係でございます。6月1日に「第35回あまがさき市民ウォーク」が開催され、教育長が出席しました。また、16日に、「第1回あまよう特別支援学校運営協議会」及び「第1回尼崎双星高校学校運営協議会」が開催されました。

最後に、今後の主要行事予定表でございます。7月17日に、尼崎市PTA連合会会長・校長・園長懇談会が都ホテルにて開催予定です。また翌日の7月18日に、阪神7市1町教育委員会連合会総会及び第1回研修会が西宮市役所で開催される予定です。表の中ほど、7月の市議会臨時会につきましては、7月8日から11日にかけて、正副議長をはじめ、各常任委員会等のメンバーが決まる予定となっており、その後、7月22日から25日までの間に、新しい文教委員による初協議会が行われる予定です。

教育委員会については、7月14日13時より「第1回教育委員協議会」を開催する予定です。7月定例会は、7月28日でこちらも13時より開催予定としております。報告は以上でございます。

森山教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳山委員 阪神7市1町教育委員会連合会の会議は何時からか。

企画管理課長 午前中になります。

徳山委員 去年あったスポーツのリレーマラソンの今年の日程や場所は。

社会教育部長 武庫川河川敷が工事してますので、今年もリレーマラソンという形で開催します。場所はベイコムの陸上競技場中心に周回でやろうかと考えております。日程は11月の第一日曜を予定していたかと思うが、確認させていただきたい。

徳山委員 去年、内容を変えるかと言っていたかと思うが。

社会教育部長 去年、正確なタイムを図る機械を入れたもので、その分経費が上がったことから今年はちょっと参加料を見直そうと考えておりますが、やり方は特に変える気はございません。

徳山委員 去年、子どものスタートが後になっていたが、めっちゃ寒かったので、最初にスタートさせてもいいのではないか。ボルダリングかなんかのスペース作ってたけども、それもできない状態だったようだ。

社会教育部長 安全性を考慮しての対応となっております、どうしてもお子さんとかファミリーで走られる方は遅くなりますので、交錯したりだとかという心配があるので、後からという形でさせていただいております。

徳山委員 なるほど。ただ最初に開会式があって、子連れはだいたい待たないといけないので、去年は寒い日に当たったのかもしれない。10月だったらまだ暑い日もあったり微妙な時期なんで。去年、ファミリーマラソンで僕も子どもをつれてって、他の子どもの

様子を見てたけど、子どもたちがテンション下がりがくっていたので、気になった。

正岡委員 7月14日と28日の委員会の開始時間を確認したい。

企画管理課長 いずれも13時からになります。7月は教科書選定委員会関係でいつも早めにして
おります。今年は教科書の選定自体が高校ですので、小中に比べると時間は、多少ま
しかなのと思います。

正岡委員 それでも13時開始は違くないか。

企画管理課長 はい。

太田垣委員 7月の市議会臨時会は、どういう内容か。

企画管理課長 つい先日、42名の新しい市議が決まりましたので、まずは審議を行うため、どこ
の委員会に属するかっていうのを決めたり、正副議長といった役職関係を決めたりし
ます。要は、議会を正常運営させるために、それぞれの役割分担を決めていくような、
本会議になります。

これについては、議員が今年変わったからというよりは、毎年この7月の時に、1
年に1回そういう担当替えっていうのをしますので、毎年の恒例の本会議という形に
なります。

森山教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。それでは、ここから
は非公開といたします。ここで職員の入替えを行います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

森山教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教  
育委員会6月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会6月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時20分、教育長は閉会を宣  
した。

尼崎市教育委員会6月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。